

身体拘束等適正化における指針

社会福祉法人 明和会
陽だまりの里 拠点
身体拘束適正化委員会
制定 令和4年4月1日
改正 令和5年4月20日

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく、職員一人ひとりが身体的精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意思を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めていく。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

(2) 身体拘束適正化委員会の構成員とその目的

<委員会の構成員>

- ・身体拘束適正化委員会の責任者
- ・各事業の管理者
- ・各事業のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

<委員会の開催>

- ・毎月1回（サービス管理責任者連携会議開催後）
- ・その他必要時には随時開催

<委員会の目的>

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除に向けた検討および取り組み
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・日常的支援の見直し（身体拘束にあたる行為等はないか）

(3) 職員研修に関する基本方針

- ・職員採用時における身体拘束適正化のための研修実施
- ・権利擁護委員会との共同による年1回の研修開催や職員アンケートの実施
- ・その他身体拘束等適正化に関する研修など外部研修への参加

3. 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

＜参考＞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
身障協虐待ゼロへの誓い

- (1) 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルにつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- (12) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

4. 不適切行為に該当する具体的な事例（明和会各事業の不適切事例から当委員会を選定）

- (1) コールが届かない位置に置いた状態になっている。またはコールを押せる方の居室に設置していない。
- (2) ベッド上や車椅子上で長時間放置した状態になっている。
- (3) ベッド上でギャジアップ後（水分補給後等）、時間を置いた後下げるのを忘れてそのままになっている。
- (4) 利用者様への声掛けもなくバックブレーキを使用し、そのままにしている。
- (5) 自分の意思を伝える事が難しい方に、居室で過ごしていただいている時間が多くなっている。
- (6) 体位交換が出来ない方の体位交換をしない。
- (7) 目が不自由な方に何も伝えずにその場を離れる。
- (8) 立ち上がりや歩行が出来る利用者様にこちら側の都合だけで声掛けもせずに車椅子を使用する。
- (9) 「部屋にいてください」と本人様の意向を無視して誘導する。
- (10) 「動かないで」「待って」など利用者様の行動制限につながる声掛けをしている。
- (11) クールダウンの場所として使用している場所に放置した状態になっている。

5. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとする。

その際、管理者が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがある。

(1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介助方法がないこと

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的な物であること

※身体拘束を行なう場合には、以上の三つの要件を全て満たす事が必要

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(1) 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、公式ホームページでいつでも全ての方が閲覧可能とする。また、施設掲示板に常設し、いつでも閲覧できる環境を整備する。

(2) 全職員等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、各事務所および掲示板に常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を整備する。

8. 身体拘束適正化の推進の考え方について

身体拘束等をせずにサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に論議し、共通認識を持ち、拘束等を無くしていく必要がある。

(1) マンパワーが足りない事を理由に、安易に身体拘束を行っていないか

(2) 事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束を行っていないか

(3) 障がい者等は、転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体拘束を行っていないか

- (4) 障がい等があるということで、安易に身体拘束を行っていないか
- (5) 支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか、本当に他に方法はないのか

以上